

諮問庁：検事総長

諮問日：平成30年10月31日（平成30年（行個）諮問第193号）

答申日：平成31年3月6日（平成30年度（行個）答申第199号）

事件名：本人が申し出た告訴に関する文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2（1）に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成30年7月23日付け○地検開第4号により特定地方検察庁検事正（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，（1）不開示資料の開示並びに（2）追加手数料金額算定の取消し及び過剰手数料の返還を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

上記1（1）について，特定年月日A，特定年月日B，特定年月日C（日付は1日前後する場合があります。）各日において，請求人（開示請求者兼審査請求人を指す。以下同じ。）は特定地方検察庁を訪問して特別刑事部統括審査官A氏と面談し，統括審査官に対して告訴状を提出した。告訴状の書式は整っているとしながらも，統括審査官は告訴状の受取を拒否し，写しをとって部長検事の決裁を得る旨の説明を行った。

後日特別刑事部長B氏と電話した際にその告訴状を見ていることは確認した。

なお，全ての告訴状提出に対して必ず受付処理をする旨の規定があるとの説明を別の事務官から受けている。

よって受取拒否の理由は不明であるが，当然受取を拒否した告訴状を持参，提出した記録については「訴訟に関する書類」には該当し得ないはずである。

したがって，上記理由に基づき，各日における来庁等の記録，受付等の記録，面会等の記録，直受記録，投書記録，決裁書，決裁記録等々（書類の名称はわかりません）の保有する記録の一切の開示を求める。

さらに、上記の日程以外も含め、特定年月日Aから現在まで、特定地検から告訴人に電話をした記録、告訴人から電話を受けた記録、特別刑事部から告訴に関係する郵便を告訴人に送付した記録、告訴人から特別刑事部長宛て本人受取限定郵便の受取拒否をした記録、特別刑事部において告訴人から直接FAXを受けた記録の開示を求めます。なお、その電話やFAX等の内容については、開示可能であれば開示を求めますが、非開示とするのであれば内容までは開示を求めません。当該請求はその記録を求めたものです。（開示請求時にはこれらについて何の回答もなかったため。）

上記1（2）について、平成30年7月20日に開示請求担当者の電話により、不足手数料1800円の請求を受けて送金した。ところが、送られた記録は、添付資料（省略）記載のとおり、「相互に密接な関連を有する複数の行政文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、当該複数の行政文書を1件の行政文書と見なすこととしている。」に該当するものであった。年別、月別等による分割については任意の分割であり、記載内容も継続重複している。（ちなみに以前の開示請求に際にも、複数種類の資料数百枚でも手数料は300円であった。）この手数料2100円とした措置は情報公開制度の趣旨に反するものである。したがって、本件請求を全体で1件300円、少なくとも別紙の2の1ないし3、4、5ないし7の3件とするべきものである。よって、手数料2100円とした処分の取消しを求め、過剰手数料金の返還を求める。

（2）意見書

審査請求人から平成30年12月3日付け（同月4日收受）で意見書及び資料が当審査会宛てに提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

（1）開示請求の内容

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書に記録されている保有個人情報を対象としたものである。

（2）処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求に係る保有個人情報として、別紙の2（2）の保有個人情報を特定して一部開示決定を行った。

また、処分庁は、本件開示請求が「開示請求者が申し出た告訴に関する記録の一切の件」に記録された保有個人情報の開示を求めるものであることから、本件開示請求のうち、開示請求者が申し出た告訴に関する記録の一切に記録された保有個人情報の開示を求める部分について、告

訴に関する記録は、訴訟に関する書類に該当することから、開示請求に係る保有個人情報、刑訴法53条の2第2項の規定により、法第4章の適用が除外されている「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するとして、本件開示請求のうち、その他告訴人以外との記録に記録された保有個人情報の開示を求める部分について、開示請求者以外の者の情報であり、開示請求者を本人とする保有個人情報には該当しないとして、保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った。

2 本件諮問の要旨

審査請求人は、審査請求書において、検察庁が受け取りを拒否した告訴状を持参、提出した記録については「訴訟に関する書類」には該当しえないとして、審査請求人が告訴状を持参して特定地方検察庁に訪問した際の来庁の記録等に記録された保有個人情報の開示を求めるとともに、開示された文書は1件の行政文書と見なすことができる文書であるため、開示請求手数料を7件分とした決定を取り消し、6件分の手数料の返還を求めている。

諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり、処分庁の訴訟に関する書類に記録されている個人情報に該当するとした不開示決定の妥当性等について、理由を述べる。

3 諮問庁の判断及び理由

(1) 訴訟に関する書類に記録された保有個人情報に該当するとして不開示決定について

ア 「訴訟に関する書類」の意義

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成又は取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑訴法47条により、公判開廷前における「訴訟に関する書類」の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑訴法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法(40条、47条、53条、299条等)及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件・開示手続等が自己完結的に定められていること、③典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪の捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであることから、法の適用除外とされたものである。

イ 「訴訟に関する書類」該当性について

通常、検察官は、告訴状の提出を受けた後、告訴に係る事実が特定されているかどうかなど所要の事項につき確認し、告訴の事実の特定が不十分である場合、告訴人に対し、その補正を促し、また、告訴の事実が明らかに犯罪を構成しない場合等については、告訴人にその理由を説明して検討を促すなど、直ちに告訴等の受理手続をしない場合もある。

検察官は、このような告訴状の受理の判断に係る検討の過程において、当該告訴状に記載された事実関係の特定のため、提出者からの事情聴取を行ったり、関係資料を収集したりするほか、告訴の対象とされた者の存否や立場等を確認するために必要な捜査等を行うこととなる。

このような捜査過程において収集される各種資料等に基づく検討結果は、当該告訴状等が受理されたか否かにかかわらず、典型的に秘密性が高いことが多く、その大部分が被害者や告訴等の対象とされた者等の個人に関する情報から構成されるものであることに加え、これを公にすれば、犯罪の捜査、公訴の維持その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいと認められる。

また、刑訴法53条の2規定の「訴訟に関する書類」は、訴訟記録に限らず、不起訴記録、不提出記録はもとより、不受理とされた告訴に係る書類やその写しもこれに含まれると解されることについて、過去の答申においても、何度となくその判断が示されているところである。

審査請求人は、審査請求書において、「審査請求人が告訴状を持参して特定地方検察庁に訪問した際の来庁等の記録、受付等の記録、面会等の記録、直受記録、投書記録、決裁書、決裁記録等々」に記録された保有個人情報の開示を求めているところ、審査請求人が開示を求める個人情報は、検察官が提出された告訴状を受理するか、返戻するかについて判断する過程において、必要に応じて、刑訴法上認められた権限を行使し、関係資料の収集等の所要の捜査等を行う上で作成・取得されたものであり、検察官の捜査権行使の経過、結果を示す内容を有するものであって、捜査の過程で作成された告訴に関する記録に記録された個人情報であるということができ、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録された個人情報」に該当するものと認められる。

(2) 原処分の妥当性について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求のうち、請求内容の大部分を占める告訴に関する記録に記録された保有個人情報を「訴訟に関する書類に記録された個人情報」に該当するとして不開示決定をするとともに、告訴に関する記録に該当しない行政文書に記録された保有個人情報として、別途、「開示請求者との郵便の送受信を記録した文書」である文書接受簿、「開示請求者による投書の受付状況等を記録した文書」である投書事件簿及び「開示請求者から提出を受けた告訴状の受付状況等を記録した文書」である直受事件受付簿を本件対象保有個人情報として特定して一部開示決定をした上、開示請求内容中の「告訴人（請求者）以外との郵便の送信受信の記録や電話記録」の開示を求める部分について、開示請求者以外の者の情報であり、法12条1項の開示請求者を本人とする保有個人情報には該当しないとして不開示決定をしたものである。

上記のとおり、処分庁は、本件開示請求の内容から想定される保有個人情報を個別に検討して一部開示決定及び不開示決定をしているものであり、処分庁の各決定は妥当であると認められる。

（3）開示請求手数料について

ア 本件開示請求の件数について

複数の文書の開示請求に係る開示請求手数料については、法施行令21条2項及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令13条2項において、「相互に密接な関連を有する複数の行政文書」を一の開示請求書によって開示請求する場合には、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなして開示請求手数料を定める旨が規定されている。

イ 原処分における開示請求手数料の妥当性について

本件開示請求において開示決定がなされた各対象文書は、

（ア）「文書接受簿」は、処分庁において受け付ける文書について、当該文書の受付状況や所管課への配付状況等を記録するための接受簿

（イ）「投書事件簿」は、処分庁において受理した事件に関する投書等について、当該投書等の受付年月日等の所定事項を記録するための事件簿

（ウ）「直受事件受付簿」は、処分庁において、告訴人から告訴状の提出又は郵送を受けたとき等に、当該告訴状の受付年月日等の所定事項を記録するための受付簿

であり、いずれも年ごとに作成される文書である。

また、諮問庁において、行政文書ファイル管理簿の記載を確認したところ、上記各対象文書は、それぞれ「平成28年文書接受簿」、「平成29年文書接受簿」、「平成30年文書接受簿」、「平成28年投書事件簿」、「平成28年直受事件受付簿」、「平成29年

直受事件受付簿」及び「平成30年直受事件受付簿」という別個の行政文書ファイルにより管理されていることが認められる。

そうすると、本件各対象文書は、それぞれ年ごとに作成され、別個の行政文書ファイルにより管理する取扱いとされており、文書の内容、管理状況に照らせば、本件対象文書（本件対象保有個人情報が記録された文書を指す。以下同じ。）を「相互に密接な関連を有する」ものとして、1件の行政文書とみなすことは相当であるとはいえず、7件分の開示請求手数料の納付を受けた処分庁の対応は妥当であると認められる。

(4) その他審査請求人の主張について

その他審査請求人は種々主張するが、いずれも理由がなく、上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のとおり、本件開示請求に係る保有個人情報について、文書接受簿（平成28年から平成30年）、平成28年投書事件簿及び直受事件受付簿（平成28年から平成30年）に記録された保有個人情報の一部開示決定を行った上、本件開示請求のうち、請求者が申し出た告訴に関する記録の一切に記録された保有個人情報の開示を求める部分については、告訴に関する記録は、訴訟に関する書類に該当することから、開示請求に係る保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の規定により、法第4章の適用が除外されている「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するとし、本件開示請求のうち、その他告訴人以外との記録に記録された保有個人情報の開示を求める部分については、開示請求者以外の者の情報であり、開示請求者を本人とする保有個人情報には該当しないとして、保有個人情報の開示をしない旨の決定を行った処分庁の各決定は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月31日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月16日 審議
- ④ 同年12月4日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 平成31年2月22日 審議
- ⑥ 同年3月4日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示を求めるものであるところ、処分庁は、そのうち、別紙の2（1）に掲げる保有個人情報（本件対象保

有個人情報)については、告訴に関する記録は刑訴法53条の2第2項の規定により法の規定の適用が除外されているとして不開示とし、別紙の2(2)に掲げる保有個人情報については、告訴人(開示請求者)以外との郵便の送信受信の記録や電話記録に係る部分につき、開示請求者を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とし、その余の部分を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙の2(1)に掲げる保有個人情報の開示を求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報に対する法の規定の適用の可否について

(1) 刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であると解される場所、同項がこれを法の規定の適用から除外した趣旨及び法の適用除外の対象については、諮問庁が上記第3の3(1)で説明するとおりである。

(2) そして、本件対象保有個人情報は、検察官が提出された告訴状を受理するか否かについて判断する過程において、必要に応じて、刑訴法上認められた権限を行使し、関係資料の収集等の所要の捜査等を行う上で作成・取得されたもので、検察官の捜査権行使の経過や結果を示す内容を有するものであって、捜査の過程で作成された告訴に関する記録に記録された保有個人情報であるということが出来る(なお、当審査会において諮問庁から提示を受けた別紙の2(2)に掲げる各文書を確認したところを考慮しても、特定地方検察庁において、別紙の2(2)に掲げる保有個人情報の外に、本件請求保有個人情報に該当し、かつ、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当しない保有個人情報を保有していることをうかがわせる事情は認められない。)

(3) そうすると、本件対象保有個人情報は、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当するものと認められるから、法の規定は適用されないものである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。(なお、審査請求人は、別紙の2(2)に掲げる保有個人情報の開示請求手数料の算定に関する処分庁の措置に不服がある旨主張するが、この主張については、当審査会における審査の対象とはならないものである。)

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、刑訴法53条の2第2項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当し、法の第4

章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定については，本件対象保有個人情報，同項の「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると認められるので，妥当であると判断した。

（第1部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件開示請求に係る保有個人情報が記録された文書

特定年月 A から現在までの、開示請求者（告訴人）が申し出た告訴（特定番号 A ないし特定番号 B ほか）に関する記録の一切の件（当該告訴に関する告訴人以外との交信も含む電話，郵便の送信受信の記録，またその会話内容の記録。告訴人来庁面会記録，またその内容の記録。告訴人が送付した書面。本件に関して告訴人以外も含め検察から発した書面，その他関連事項記録）

2 処分庁が特定した保有個人情報

(1) 「特定年月 A から現在までの請求者が申し出た告訴（特定番号 A ないし特定番号 B ほか）に関する記録の一切の件」（本件文書）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）

(2) 以下の文書に記録された保有個人情報（ただし，開示請求者が申し出た告訴に関する部分）

文書 1 平成 28 年文書接受簿

文書 2 平成 29 年文書接受簿

文書 3 平成 30 年文書接受簿

文書 4 平成 28 年投書事件簿

文書 5 平成 28 年直受事件受付簿

文書 6 平成 29 年直受事件受付簿

文書 7 平成 30 年直受事件受付簿